

雪による被害防止 について

冬本番を迎え、暴風雪対策に取り組む時期となりました。いつ発生するか分からない災害に備え、日頃から準備を進めましょう。暴風雪対策のポイントをまとめましたので、参考にしてください。

家の中で安全に過ごすために

- 気象情報に注意して、暴風雪が予想されるときは、外出を控えましょう。
- 日頃から停電に備え、右記チェック表の常備品などを用意しましょう。
- F F 式暖房機などを使用している場合は、給排気口付近が雪でふさがると一酸化炭素中毒を起こす恐れがあるため、積雪に注意しましょう。

車で外出するときに気を付けること

- 万一に備えて、携帯電話を忘れずに所持しましょう。
- 車が立ち往生する可能性があるため、燃料の残量を確認し、右記チェック表の常備品を用意しましょう。
- 運転時に危険を感じたら、無理をせずに道の駅やコンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどで天気の回復を待ちましょう。
- 大雪や吹きだまりなどで車が立ち往生したときは、JAFなどのロードサービスや近くの人家などに必ず救助を依頼しましょう。また、ハザードランプの点灯や停止表示板を置くなど、車が目立つようにしましょう。
- 避難できる場所や近くに人家がない場合は、消防（119番）や警察（110番）に連絡して、車の中で救助を待ちましょう。
- 車が雪に埋まったときは、マフラーから排気ガスが車内に逆流し、一酸化炭素中毒を起こす恐れがあるため、エンジンを切りましょう。防寒などでやむを得ずエンジンをかけるときは窓を開けて換気し、小まめにマフラー回りを除雪しましょう。

除雪するときに気を付けること

■屋根の雪下ろしをするときは

- 1 複数で行う はしごを支え合うなど、お互いに助け合い、万一の場合は、救助を求めましょう。やむを得ず一人でやる場合は、家族や近所の人に声を掛けておきましょう。
- 2 滑り止め 靴やはしごに滑り止めを付ける等の工夫をしましょう。
- 3 命綱を着ける 滑った場合や雪の急落に備え、腰に命綱を着けましょう。
- 4 周囲を確認 屋根の下を通行する人や子どもに注意しましょう。

■除雪機を使用するときは

- 1 服装に注意 機械に巻き込まれないような服装で作業をしましょう。
- 2 雪が詰まった場合 機械トラブルが発生したときは、必ずエンジンを停止しましょう。
- 3 周囲を確認 通行人や子ども等に注意しましょう。

■その他の注意事項

- 1 屋根の雪に注意 屋根の下を通るときは、「雪」や「つらら」の落下に注意しましょう。
- 2 除雪時の健康に注意 体調が悪いときは無理に除雪作業を行わないようにしましょう。また、除雪作業で汗をかいたら着替えましょう。
- 3 気象情報に注意 暴風雪警報や大雪警報が発表されたら、外出を控えましょう。



備蓄品チェック表

家の常備品

- ポータブルストーブおよび灯油
- 懐中電灯
- 携帯ラジオ
- 防寒具
- 非常食
- 飲料水



車の常備品

- 防寒着、長靴、手袋
- スコップ
- けん引ロープ
- 十分な燃料
- 飲料水
- ブースターケーブル
- スノーヘルパー
- スノーブラシ
- 毛布



北海道のホームページには、被害防止のためのリーフレット等が掲載されていますので、参考にしてください。

■北海道総務部危機対策課ホームページ

- 暴風雪などによる被害防止について <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/boufusetu.htm>
 除雪などによる被害防止について <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/yukihigai.htm>

問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）



飲酒運転根絶を 目指しましょう

12月はお酒を飲む機会が増える時期です。

車を運転する際は、お酒を勧められても絶対に断りましょう。また、ハンドルキーパーを決め、送迎を依頼することも大切です。

飲酒運転は運転者だけではなく、周囲の人にも厳しい罰則が設けられています。

「飲酒運転をしない、させない、許さない」を合言葉に、飲酒運転根絶を目指しましょう。

飲酒運転の罰則例

■酒酔い運転

5年以下の懲役、または100万円以下の罰金

■酒気帯び運転

3年以下の懲役、または50万円以下の罰金

車両提供者や同乗者も
運転者と同じく
処罰の対象になります。

問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）



物の備えは避難行動や避難生活に心の余裕をもたらします。

災害が起きると、避難所での生活や、ライフラインが止まった不自由な生活を余儀なくされることがあります。

そのような場合に備えて、避難時に持ち出す「非常持出品」、災害後の自宅や避難所の生活を支える「非常備蓄品」、外出先での被災に備えた「常時携行品」と「車載常備品」などを準備しておきましょう。

- 備蓄品は定期的に点検しましょう。特に、食品や飲料水の賞味期限、薬の有効期限、電池の使用推奨期限をチェックして、期限が切れないように入れ替えをしておきましょう。
- 冬季の寒さを想定した準備をしましょう。
- 水道、電気、ガスなどのライフラインが止まった状態を想定して準備しましょう。
- 地震による家屋の倒壊や、津波の襲来などの危険が迫っている場合、また、警報や注意報が解除されるまでは、非常持出品であっても無理に持ち出さず、避難行動を優先しましょう。

■非常持出品（避難時に持ち出すもの）

- 懐中電灯 ・ ラジオ ・ 電池 ・ カイロ ・ 救急道具 ・ ろうそく、ライター ・ ビニール袋
- 貴重品（免許証、保険証、通帳と印鑑、母子手帳、障がい者手帳など）
- 10円玉を多く用意しておく（公衆電話は災害時に優先的につながります） など

■非常備蓄品（災害後の自宅や避難所での生活を支えるためのもの）

- 食料品（米、パン、レトルト食品、缶詰、ビスケット、粉ミルクなど） ・ 飲料水 ・ 毛布 ・ ガスこんろ
- ポータブルストーブ ・ マスク ・ ティッシュ ・ 予備ガスボンベ ・ 洗面用具 ・ トイレットペーパー
- ガムテープ ・ 灯油 ・ 発電機 ・ モバイルバッテリー など

■常時携行品（外出先での被災に備えて持ち歩くもの）

- 懐中電灯 ・ ラジオ ・ ハザードマップ ・ ホイッスル（閉じ込められたときなどに居場所を知らせます） など

■車載常備品（運転中の被災に備えて車に積んでおくもの）

- 防寒着、毛布 ・ 雨具、長靴 ・ スコップ ・ 手袋 ・ ブースターケーブル
- けん引ロープ ・ スノーブラシ ・ 簡易トイレ など

災害はいつ起こるか分かりません。以上のことなどに気を付け、備えておきましょう。

問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）

